



Global Tax Update

ベトナム

デロイト トーマツ税理士法人

2016年6月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

付加価値税法、特別売上税法および税務行政法の一部改正

2016年4月6日、付加価値税法(Law on Value Added Tax)、特別売上税法(Law on Special Sale Tax)および税務行政法(Law on Tax Administration)を一部改正する法律(以下「改正法」)がベトナム国会を通過した。改正法の主要ポイントは以下のとおりである。

(1) 付加価値税(Value Added Tax: 以下「VAT」)

12カ月後または4四半期経過後に控除しきれない仕入VATの還付請求規定が削除される。今後、仕入VAT未控除額は還付されず、次年度以降に繰り越して控除することになる。

ただし、投資期間中に発生した仕入VATまたは輸出商品・サービスに係る仕入VATについては引き続き還付が可能である。具体的には以下の場合、還付が認められる。

1) 新規投資プロジェクト

未控除の仕入VAT額が3億ベトナムドン以上のプロジェクト。ただし、以下の場合を除く。

- 投資家が登記済みの資本金額を全額払い込んでいない
- 制限事業・取引への投資プロジェクトで、投資法に定める条件を満たしていない
- 2016年7月1日以降に取得したライセンスに

基づいて行われる天然資源開発プロジェクトまたは天然資源およびエネルギーの合計コストが売上原価の51%以上を占める製造プロジェクト

2) 商品およびサービスの輸出企業

未控除の仕入VAT額が3億ベトナムドン以上の場合。ただし、当該商品・サービスの輸出が関税法に違反している場合を除く。

(2) 特別売上税(Special Sale Tax: 以下「SST」)

- 輸入品のSSTの課税価格が、現行の「関税課税価格+輸入関税」から、輸入者が国内製造した商品の販売価格となる
- 関連会社である商社に製造業者が販売する商品のSSTの課税価格は、商社の顧客販売価格の所定の割合(%)以上となる。商品種類別の割合は、改正法施行ガイダンスを定めるDecreeで規定される
- 24席以下の自動車に適用されるSST率が改定される。具体的には、シリンダーの容量が2,000cm³以上の自動車には高い税率が適用され、バイオ燃料を使用する自動車には低い税率が適用される

(3) 税務行政

2016年7月1日から、延滞税率が1日当たり0.05%から0.03%に軽減される。2016年6月30日以前に発生した未納税額(税務調査の結果、課された税額を含む)にも、2016年7月1日以降は0.03%の利率が適用される。

改正法は2016年7月1日付で発効する。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

本件に関するお問い合わせ

Deloitte Vietnam

ハノイ事務所

シニアマネジャー 越後 和孝

kechigo@deloitte.com

ホーチミン事務所

ディレクター 高石 元

gtakaishi@deloitte.com

シニアマネジャー 樋口 純平

juhiguchi@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル5階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatsumatsuo.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-service

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人およびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。